

一般財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程

平成26年3月25日
規程第 1 号

(総 則)

第1条 一般財団法人埼玉伝統工芸協会の職員に対する給与の支給に関しては、この規程に定めるところによる。

(給与の種類)

給与は、基本給、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、住居手当、日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の締切日及び支給日)

職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く)の支給定日は、毎月20日(その日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

2 職員の給与は、支給定日において、当月1日から起算し、当月末日を締切日として計算した当月分の基本給、扶養手当、通勤手当、住居手当、日直手当並びに前月1日から起算し、前月末日に締切って計算した前月分の時間外勤務手当、休日勤務手当を支給する。

3 職員が次の各号の一に該当するときは、前2項の規定にかかわらず、職員の請求により給与の支給日の前であっても既往の勤務に対する給与を支給することができる。

(1) 職員の死亡、退職及び解雇のとき

(2) 職員又は、その収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け又は職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき

(給与の計算方法)

遅刻、早退、欠勤等により、所定の勤務時間の全部又は一部を休業した場合において、その休業時間に対する基本給は、支給しない。

2 前項の場合において、休業した時間の計算は、当該給与締切期間の末日における合計時間とし、30分未満は、切り捨てるものとする。

3 給与締切期間の途中において、採用され又は退職(解雇を含む)した者の当該締切期間の給与は、勤務した日数を日割計算により支給する。ただし、死亡した場合における当月分の給与については、その全額を支給する。

(給与の支払方法)

職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。ただし、職員から自己名義の口座への振替の申出がある時は、口座振替の方法により支給することができる。

(基本給)

職員の職務は、7級に分類する。

2 給料表は、別表のとおりとする。

- 3 基本給は、月額とし、その者の職務の号級により支給する。
- 4 組織規程第4条第2項に定める館長の基本給については、評議員会が別に定める。
(初任給基準)

新たに職員となった者の職務の級及び給与月額は、次に定めるところによる。

- 高校卒 1級 5号
- 短大卒 1級15号
- 大学卒 1級25号

- 2 新たに職員となった者で経験年数を有する者の職務の級及び給料月額は、その者の経験等を勘案して代表理事が定める。

(職員の職務の級)

職員の職務の級は、次のとおりと定める。

- 7級 事務局長の職にある者
- 6級 事務局長又は次長の職にある者
- 5級 課長又は課長相当職にある者
- 4級 課長又は係長相当職にある者
- 3級 主任の職にある者
- 2級 主事又は技師の職にある者
- 1級 上記以外の職にある者

(昇格)

職員を昇格させる場合には、次の必要経験年数を有している者につき、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定することができる。

別表1

別表

学歴	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
免許等							
大学卒	0	3	4	4	別に定める	別に定める	別に定める
短大卒	0	5	4	4	別に定める	別に定める	別に定める
高校卒	0	7	4	4	別に定める	別に定める	別に定める

- 2 職員の昇格時の号級については、別表2の給料表昇格時号級対応表により行うものとする。

- 3 職員の昇給は4月1日とし、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 4 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号級数は、4号級とすることを標準とする。

- 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号級」とあるのは「2号級」とする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない

い。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族としての子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため、自転車その他の交通用具を使用することを常例とし、通勤距離が片道2キロメートル以上の職員

(3) 前2号を併用して通勤することを常例とする職員

2 通勤手当の月額は、前項第1号に該当する職員にあっては、定期券等購入費の実費とし、同項第2号に該当する職員にあっては、次の表に掲げる額とする

別表2

通勤距離(片道)	通勤手当の額
2キロメートル以上 3キロメートル未満	2,000円
3キロメートル以上 4キロメートル未満	2,550円
4キロメートル以上 5キロメートル未満	3,100円
5キロメートル以上 6キロメートル未満	4,500円
6キロメートル以上 8キロメートル未満	5,200円
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,900円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,000円

12キロメートル以上13キロメートル未満	7,550円
13キロメートル以上14キロメートル未満	8,100円
14キロメートル以上15キロメートル未満	8,650円
15キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円
16キロメートル以上17キロメートル未満	9,850円
17キロメートル以上18キロメートル未満	10,400円
18キロメートル以上19キロメートル未満	10,950円
19キロメートル以上20キロメートル未満	11,500円
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,650円
22キロメートル以上	13,200円 以降1キロメートルを加えるごとに550円を加算する

3 第1項第3号に該当する職員にあっては、前項の区分に応じ定められた額を加算した額とする。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を払っている職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額が100円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

(時間外勤務手当、休日勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外及び勤務に要しない日(休日)に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当又は休日勤務手当を、それぞれ次の計算により支給する。

$$\text{時間外勤務手当} = \frac{\text{基本給} \times 1.2}{\text{就業規則による年間勤務時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

$$\text{休日勤務手当} = \frac{\text{基本給} \times 1.2}{\text{就業規則による年間勤務時間数}} \times 1.35 \times \text{時間外勤務時間数}$$

2 前項の計算において、時間外勤務又は休日勤務が深夜(午後10時から翌日の午前

5時までの間)に及んだ場合は、その該当する時間の計算は、1.5として計算する。
3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、その勤務時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 就業規則第16条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(日直手当)

第14条 日直勤務を命ぜられ勤務した職員には、次の基準により日直手当を支給する。

(1) 全日直(午前9時から午後5時30分まで勤務したとき)4,500円

(2) 半日直(午前9時から午後1時まで、又は午後1時から午後5時30分まで勤務したとき)2,250円

(昇給)

第15条 昇給は、基本給について行なうものとする。

2 職員が現に受けている号級を受けるに至ったときから、原則として12か月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号上位の号級に昇給させることができる。

3 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、その期間を短縮し、若しくは現に受ける号級より2号級以上上位の号級まで昇給させ、又はそのいずれをも合わせて行なうことができる。

4 職員の給料月給が、その属する勤務の級における給料の最高額に達したときは、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、その属する職務の級の最高額を受けるに至ったときから24か月を経過した者で、その期間中良好な成績で勤務した者については、その属する職務の級の最高額と1号下位の給料月給との間差額の範囲内で昇給させることができる。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職した日、または死亡した日現在)において職員が受けるべき基本給、扶養手当の合計額に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額

を基本とし、勤務成績を勘案して定めた額とする。

- (1) 6 箇月 1 0 0 分の 1 0 0
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 1 0 0 分の 8 0
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 1 0 0 分の 6 0
- (4) 3 箇月未満 1 0 0 分の 3 0

3 期末手当の支給日は、基準日が6月にあつては、15日、12月にあつては、5日（これらの日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基準額に、代表理事が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の67.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

（適用除外）

第18条 本協会就業規則第34条第3項及び第4項の規程による職員の給料並びに事務局長の給与等については、代表理事が別に定める。

2 地方公共団体からの派遣職員に対しては、時間外勤務手当及び日直手当以外は支給しない。

（端数の処理）

第19条 この規程の定めるところにより給与計算において生じた1円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行なうものとする。

（委託）

第20条 この規程で定めるもののほか必要な事項は、小川町一般職の職員給与に関する条例（昭和30年条例第9号）を準用する。

附 則

この規定は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は平成4年4月1日から適用する。但し、改正後の規程中第15条については、平成5年1月1日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は平成5年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

3 平成5年12月に期末手当を支給された職員に係わる平成6年3月にこの規定による改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給される期末手当の額は同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額（以下この項において「期末手当額」という。）から、同条の規定による平成5年12月1日現在におけるその者の基本給・扶養手当及び調整手当の額の合計額に100分の10を乗じて得た額に平成5年12月1日を基準日とした同日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額（その額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

附 則

1 この規程（第17条第2項の改正規定を除く）による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は平成6年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

3 平成6年12月に期末手当を支給された職員に係る平成7年3月にこの規定による改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給される期末手当の額は同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額（以下この項において「期末手当額」という。）から、同条の規定による平成6年12月1日現在におけるその者の基本給・扶養手当及び調整手当の合計額に100分の10を乗じて得た額に平成6年12月1日を基準日とした同日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額（その額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

附 則

この規程は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定は平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規程による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規程による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 4 項の改正規定は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。) による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適 用)

2 この規程 (第 17 条第 2 項の改正規定及び附則第 9 項の規定を除く附則第 4 項において同じ) による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号級等の切替え等)

3 平成 11 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則を準用する。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規程の施行の日 (以下「施行日」という。) 前日の間において、この規程による改正前の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程 (以下「改正前の規程」

という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号級等の調整)

5 切替目前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けていた号級等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づく町規則を準用して定められたものでなければならない。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成12年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の該当適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払)

8 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の額の特例)

9 平成11年6月又は平成11年12月に期末手当(改正後の規程に相当するその他の規程(以下「相当規程等」という。)の規定によりそれぞれの月に支給される期末手当を含む。)を支給された職員に係る平成12年3月に改正後の規程第17条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額(以下「期末手当額」という。)から、同条の規定による平成11年6月1日現在におけるその者の期末手当基礎額(相当規程等の規定の適用を受けた職員にあっては、相当規程等の規定によるこれに相当する額)に100分の15を乗じて得た額に平成11年6月1日を基準日とした同日以前3か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表の定める割合(相当規程等の規定の適用を受けた職員にあっては、相当規程等の規定によるこれに相当する割合とし、協会規程で定める者にあつては、協会規程で定める割合とする。)を乗じて得た額と同条の規定による平成11年12月1日現在におけるその者の期末手当基礎額(相当規程等の規定の適用を受けた職員にあっては、相当規程等の規定によるこれに相当する額)に100分の15を乗じて得た額に平成11年12月1日を

基準日とした同日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表の定める割合（相当規程等の規定の適用を受けた職員にあっては、相当規程等の規定によるこれに相当する割合とし、協会規程で定める者にあつては、協会規程で定める割合とする。）を乗じて得た額との合計額（その額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

10 附則第3号から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町規則を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、理事長の決裁のあった日から施行する。

（適 用）

2 この規程（第17条第2項及び第18条第2項の改正規程並びに附則第4項の規定を除く。）による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（期末手当の額の特例）

4 平成12年12月に期末手当及び勤勉手当（改正後の規程に相当する規程、その他の規程（以下「相当規程等」という。）の規定により支給される期末手当及び勤勉手当を含む。）を支給された職員に係る平成13年3月に改正後の規程第17条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月の支給されることとなる期末手当額（以下「期末手当額」という。）から、同条の規定による平成12年12月1日現在におけるその者の期末手当基礎額（相当規程等の規定の適用を受けた職員にあっては、相当規程等の規定によるこれに相当する額）に100分の15を乗じて得た額に平成12年12月1日を基準日とした同日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表の定める割合（相当規程等の規定の適用を受けた職員にあっては、相当規程等の規定によるこれに相当する割合とし、協会規程で定める者にあつては、協会規程で定める割合とする。）を乗じて得た額と第18条の規定による平成12年12月1日現在におけるその者の勤勉手当基礎額（相当規程等の規定の適用を受けた職員にあっては、相当規程等の規定によるこれに相当する額）に100分の5を乗じて得た額に平成12年12月1日を基準日とした同日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて協会規程で定める割合（相当規程等の規定の適用を受けた職員にあっては、相当規程等の規定によるこれに相当する割合とし、協会規程で定める者にあつては、協会規程で定める割合とする。）を乗じて得た額との合計額（その額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

5 附則第3号から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町規則を準用する。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は公布の日から施行し、改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 平成13年12月に改正前の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程 (以下「改正前の規程」という。)第17条に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第17条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

3 前項の規定の適用を受ける者の平成14年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の規程第17条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額 (以下「期末手当額」という。)から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額 (その相当する額が、期末手当の額を超えるときは、期末手当額)を控除した額とする。

4 職員が、改正前の規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程第17条又はこの規程の附則第2項の規定による期末手当の内払とみなす。

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町規則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(調整手当に関する経過措置)

2 調整手当の月額、この規程による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの間、給料及び扶養手当の月額の合計額に、附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附則別表3 (附則第2項関係)

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	100分の9
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の8
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の8
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の7
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の6

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程第17条第2項により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(町規則への準用)

3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町規則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規定第17条第2項の規定により算定される12月期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(町規則への準用)

3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町規則を準用する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成19年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。が附則別表第1表左欄に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対する同表右欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2以上の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号級の切替え)

3 切替日の前日において協会職員給与規程別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号級(以下「新号級」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていて号級(以下「旧号級」という。)及びその者が旧号級を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号級とする。

(職務の級における最高の号級を超える給料月額等の切替え)

4 切替日の前日において協会職員給与規程別表の給料表に定める職務の級における最高の号級を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号級又は給料月額は、理事長が別に定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き給与規程別表の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 切替日以降に新たに給与規程別表の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

(理事長への委任)

7 附則2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表 (附則第2項関係)

旧給料表における職務の級	新給料表における職務の級
1 級	1 級
2 級	2 級
	3 級
	4 級
3 級	3 級
	4 級
4 級	4 級
	5 級
5 級	6 級
6 級	7 級

附 則

(施行期日)

この規程は平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項の並びに第18条第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第18条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規程は、平成22年4月1日から施行する。

(職員が受けていた号給等の基礎)

2 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程(以下「給与規程」という。)及びこれに基づく町規則への準用に従って定められたものでなければならない。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成21年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の給与規程第17条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は支給しない。

(1)平成21年4月1日に在職していた職員において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当の月額に100分の0.19を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額。

(2)平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

(町規則への準用)

4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、町規則に準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 平成22年4月1日前から引き続き第12条第1項第2号に該当する職員については、第1条の規定による改正前の給与規定第12条第1項及び第2項の規定は、同日から平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「4,500円」とあるのは、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては「3,000円」と、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間にあっては「1,500円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(職員が受けていた号級等の基礎)

2 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程(以下「給与規程」という。)及びこれに基づく町規則への準用に従ったものでなければならない。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成22年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の給与規程第17条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は12月期末手当は支給しない。

(1)平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間において職員であって給料表の職務の級及び号級がそれぞれ次の表の職務の級及び号級欄に掲げるものであるもの)からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。)となった者にあつては、その調整対象職員となった日において調整対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.16を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該期間を考慮して月数を減じた月数)を乗じて得た額

附則 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置関係

職務の級	号 級
1 級	1号級から93号級まで
2 級	1号級から64号級まで
3 級	1号級から48号級まで
4 級	1号級から32号級まで
5 級	1号級から24号級まで
6 級	1号級から16号級まで
7 級	1号級から4号級まで

(2)平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.16を乗じて得た額

(町規則への準用)

4 附則第2項から前項までの定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は町規則を準用する。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

給 料 表

職員の	職務の級	給 料 表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700

31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	456,400
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	

64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500	
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000	
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700	
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400	
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100	
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600	
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	425,300	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	426,000	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	426,700	
81	236,100	293,800	342,200	382,700	399,900	427,200	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	427,900	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	428,600	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	429,300	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	429,800	
86	239,700	295,700	344,500	385,700	403,200	430,500	
87	240,400	296,100	345,000	386,300	403,900	431,200	
88	241,100	296,500	345,500	386,900	404,600	431,900	
89	241,900	296,800	345,900	387,600	405,100	432,400	
90	242,400	297,200	346,400	388,200	405,800	433,100	
91	242,900	297,600	346,900	388,800	406,500	433,800	
92	243,400	298,000	347,400	389,400	407,200		
93	243,700	298,200	347,700	390,100	407,700		
94		298,600	348,200	390,700	408,400		
95		299,000	348,700	391,300	409,100		
96		299,400	349,200	391,900	409,800		

97		299,600	349,500	392,600	410,300		
98		300,000	350,000	393,200	411,000		
99		300,400	350,500	393,800	411,700		
100		300,800	351,000	394,400	412,400		
101		301,000	351,300	395,100	412,900		
102		301,400	351,700	395,700	413,600		
103		301,800	352,100	396,300	414,300		
104		302,200	352,500	396,900	415,000		
105		302,400	353,000	397,600	415,500		
106		302,800	353,400	398,200	416,200		
107		303,200	353,800	398,800	416,900		
108		303,600	354,200	399,400	417,600		
109		303,800	354,700	400,100	418,100		
110		304,200	355,100	400,700			
111		304,600	355,500	401,300			
112		305,000	355,900	401,900			
113		305,200	356,400	402,600			
114		305,600					
115		306,000					
116		306,400					
117		306,600					
118		306,900					
119		307,200					
120		307,500					
121		307,900					
122		308,200					
123		308,500					
124		308,800					
125		309,200					
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000

別表第 2(第 9 条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級		4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	1	7	7	3
16	1	2	1	1	8	8	4
17	1	3	1	1	9	9	5
18	1	4	2	2	10	10	6
19	1	5	3	3	11	11	7
20	1	6	4	4	12	12	8
21	1	7	5	5	13	13	9
22	1	8	6	6	14	14	10
23	1	9	7	7	15	15	11
24	1	10	8	8	16	16	12
25	1	11	9	9	17	17	13
26	1	12	10	10	18	18	14
27	1	13	11	11	19	19	15

28	1	14	12	12	20	20	16
29	1	15	13	13	21	21	17
30	1	16	14	14	22	22	18
31	1	17	15	15	23	23	19
32	1	18	16	16	24	24	20
33	1	19	17	17	25	25	21
34	2	20	18	18	26	26	21
35	3	21	19	19	27	27	22
36	4	22	20	20	28	28	22
37	5	23	21	21	29	29	23
38	6	24	22	22	30	30	23
39	7	25	23	23	31	31	24
40	8	26	24	24	32	32	24
41	9	27	25	25	33	33	25
42	10	28	26	26	34	34	25
43	11	29	27	27	35	35	26
44	12	30	28	28	36	36	26
45	13	31	29	29	37	37	27
46	14	32	30	30	38	38	27
47	15	33	31	31	39	39	28
48	16	34	32	32	40	40	28
49	17	35	33	33	41	41	29
50	18	36	34	34	42	41	29
51	19	37	35	35	43	42	29
52	20	38	36	36	44	42	30
53	21	39	37	37	45	43	30
54	22	40	38	38	46	43	30
55	23	41	39	39	47	44	31
56	24	42	40	40	48	44	31
57	25	43	41	41	49	45	31

58	25	43	41	42	50	45	32
59	26	44	42	43	51	46	32
60	26	44	42	44	52	46	32
61	27	45	43	45	53	47	33
62	27	45	43	45	54	47	33
63	28	46	44	45	55	48	34
64	28	46	44	46	56	48	34
65	29	47	45	46	57	49	35
66	29	47	45	46	58	49	35
67	30	48	46	47	59	50	36
68	30	48	46	47	60	50	36
69	31	49	47	47	61	51	37
70	31	49	47	48	62	51	37
71	32	50	48	48	63	52	38
72	32	50	48	48	64	52	38
73	33	51	49	49	65	53	39
74	33	51	49	49	66	54	39
75	33	51	49	49	67	55	40
76	34	51	49	50	68	56	40
77	34	52	50	50	69	57	41
78	34	52	50	50	70	58	41
79	35	52	50	51	71	59	42
80	35	52	50	51	72	60	42
81	35	53	51	51	73	61	43
82	36	53	51	52	74	62	43
83	36	53	51	52	75	63	44
84	36	53	51	52	76	64	44
85	37	54	52	53	77	65	45
86	37	54	52	53	78	66	45
87	38	54	52	53	79	67	46

88	38	54	52	53	80	68	46
89	39	55	53	54	81	69	47
90	39	55	53	54	82	70	47
91	40	55	53	54	83	71	48
92	40	55	53	54	84	72	
93	41	55	53	55	85	73	
94		56	54	55	86	74	
95		56	54	55	87	75	
96		56	54	55	88	76	
97		56	54	56	89	77	
98		56	54	56	90	78	
99		57	55	56	91	79	
100		57	55	56	92	80	
101		57	55	57	93	81	
102		57	55	57	94	82	
103		57	55	58	95	83	
104		58	56	58	96	84	
105		58	56	59	97	85	
106		58	56	59	98	86	
107		58	56	60	99	87	
108		58	56	60	100	88	
109		59	57	61	101	89	
110		59	57	61	102		
111		59	57	62	103		
112		59	57	62	104		
113		60	58	63	105		
114		60	58				
115		60	58				
116		60	58				
117		61	59				

118		61	59				
119		61	59				
120		61	59				
121		62	60				
122		62	60				
123		62	60				
124		62	60				
125		63	61				